

○情報処理教室利用内規

(目的)

第1条 本内規は、「佛教大学情報セキュリティポリシー」に基づき、佛教大学（以下「本学」という。）が設置する情報処理教室の利用に関し必要な事項を定め、情報処理教室の保護と活用ならびに情報セキュリティの確保に資することを目的とする。

(情報処理教室の範囲)

第2条 本内規において対象とする情報処理教室は、次のとおりとする。

(1) 紫野キャンパス

1号館 (1-303,1-304,1-314,1-315,1-503,1-505 教室)

6号館 (6-302 教室)

(2) 二条キャンパス

1号館 (N1-203,N1-204 教室)

(利用の範囲等)

第3条 情報処理教室等の利用の範囲ならびに利用の優先順位は、次のとおりとする。

授業・補習授業

(1) 大学が認めた行事

(2) 教員の教育・研究

(3) 職員の業務遂行

(4) その他、大学が認めた場合

(利用時間)

第4条 情報処理教室等を利用できる日、時間は、次のとおりとする。但し、「佛教大学セキュリティポリシー」第34条に該当する場合、その利用を制限することがある。

(1) 授業・補習授業の場合

月曜日から日曜日（年末年始を除く）の9時から19時までとする。

(2) 授業・補習授業以外の場合

月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）の9時から18時までとする。

(利用申請)

第5条 本学の授業・補習授業の場合は、その利用申請を必要としない。但し、その他の目的で利用する場合は、「情報処理教室利用申請書」（別紙様式1号）を運用管理責任者（以下「管理責任者」という。）に提出し、承認を得なければならない。

(禁止事項)

第6条 情報処理教室内において、各号に定める行為を禁止する。

(1) 設置情報機器への指定機器以外の機器の接続・利用

(2) 設置情報機器設備、什器および備品等の室外への持ち出し

(3) 設置情報機器にインストール済みのソフトウェアの複製等、法律に違反する行為

(4) 設置情報機器を個人で占有する等、共同利用の妨げとなる行為

(5) 飲食

(6) その他、設置情報機器の維持管理に支障となる一切の行為

(機器等の弁償)

第7条 利用者が故意または過失により、情報機器設備、備品等を滅失または段損した場合には、相当の弁償または、現状復帰をしなければならない。但し、管理責任者がやむをえないと認めた場合は、弁償および現状の回復を免除することがある。

(改廃)

第8条 本内規の改廃は、情報システム委員会の議を経て、運用実施責任者が決定する。

附則

第1条 本内規は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 本内規の施行に伴い、「学内情報系特別教室および「サンサーラ」オープンスペース利用内規（平成15年4月1日施行）は、廃止する。